

会則改定
函館東高等学校青雲同窓会 札幌支部会則

第1章 総則

第1条 本会は函館東高等学校青雲同窓会札幌支部と称する。

第2条 本会は会員相互の親睦を図り、母校及び青雲同窓会の向上に資することを目的とする。

第3条 本会は第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 母校および青雲同窓会本部・支部との連絡協調
- (2) 会員情報の収集・管理・保管
- (3) ホームページの管理運営
- (4) 会報の発行
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第4条 本会は札幌市及びその近郊に勤務または居住する青雲同窓会員をもって組織する。

第5条 本会の事務局は札幌市豊平区西岡3条5丁目1-11内に置く。

(TEL090-6213-8692、FAX011-211-5606)

第6条 事務局には支部会則、会員名簿、役員会及び総会議事録並びに諸規則を整備しておくものとする。

第2章 役員職務と任期及びその職務

第7条 本会の会務を執行するために下記の役員をおく。

- (1) 支部長 1名 本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副支部長 2名 支部長を補佐し、支部長に事故ある時は支部長、副支部長で互選して支部長代行を選任する。
- (3) 幹事長 1名 支部長を補佐し、実務を総括する。
- (4) 副幹事長 2名 会務を分掌して各部の部長（事務局、総会企画、会報、イベント）を兼務することができる。
- (5) 常任幹事 若干名 各部の部長・部員として実務にあたる。
- (6) 会計監事 2名 会計を監査する。
- (7) その他 事務局は、会計の管理と会員情報の収集・管理・保管、その他の事務処理をする。
総会企画部は、定期総会の企画運営をする。
会報部は、記事の企画と広告ページの企画と編集をする。
イベント部は、会員相互の親睦を深めるために、総会以外の事業の企画運営をする。

第8条 役員を選任、任期

- (1) 支部長、副支部長は総会において選任する。
- (2) 上記以外の役員を選任は役員会の承認による。
- (3) 役員任期は2年とする。但し、重任することができる。
- (4) 役員に欠員が生じた場合、所定の手続きまたは支部長の指名により補充することができる。補充役員任期は前任者の残期間とする。

第9条 名誉顧問、顧問、年度幹事

- (1) 名誉顧問、顧問、年度幹事を置くことができる。
- (2) 名誉顧問、顧問は役員経験者の中から役員会において推薦し、支部長が委嘱する。
- (3) 名誉顧問、顧問は支部長から求められた時に助言する。
- (4) 名誉顧問は永年とし、顧問、年度幹事の任期は2年とするも、本人の申し出がない限り継続する。
- (5) 年度幹事は役員会において推薦し、支部長が委任する。
- (6) 年度幹事は同期会員の情報を収集し、親睦を計る。

第3章 総会

第10条 本会は最高議決機関として総会を開催する。

- (1) 毎年定期総会を開催するものとし、必要に応じ臨時総会を開催する。
- (2) 総会は支部長が招集し、議長は総会において選出する。

第11条 総会は下記の事項を議決する。

- (1) 支部長および副支部長の選任・解任
- (2) 当年度の事業報告および次年度の事業計画
- (3) 当年度の収支決算および次年度の事業予算
- (4) 会則の改定
- (5) その他役員会が必要と認めた事項

第12条 議決は出席会員の過半数とする。 会則改定

第4章 役員会

第13条 本会は総会に準ずる議決機関として役員会を開催する。

(1)役員会は支部長、副支部長、幹事長、副幹事長、常任幹事、会計監査で構成する。

(2)役員会は支部長が招集し、議事進行は幹事長が行う。

第14条 役員会は下記の事項を審議し、議決する。

(1)役員を選任・解任（支部長、副支部長を除く）

(2)会則に基づく諸規定の制定・改廃

(3)事業運営の基本方針

(4)当年度の事業報告および収支決算

(5)次年度の事業計画および予算編成

(6)その他本会の運営に必要な事項

第15条 議決は出席役員の過半数とする。

第5章 会計

第16条 本会は会費、広告費収入、その他の収入で運営する。

第17条 会員は年会費2,000円を総会出席時または郵便払込と金融機関からの振込により納入するものとする。但し、終身会費を納入済みの会員はこの限りでない。

第18条 60歳に達した会員は、終身会費として3万円を一括納入することができる。

第19条 本会の会計年度は7月1日から翌年6月30日までとする。

第20条 会計監査は会計年度終了後速やかに会計を監査しなければならない。但し随時臨時監査を行うことができる。

附 則

第21条 本会則に規定がなく慣例となっている事柄のうち必要なものは、取扱規則として記録保存するものとする。

昭和56年4月 1日制定
平成23年9月14日改定
平成26年9月 6日改定
平成30年11月23日改定
令和5年9月9日改定